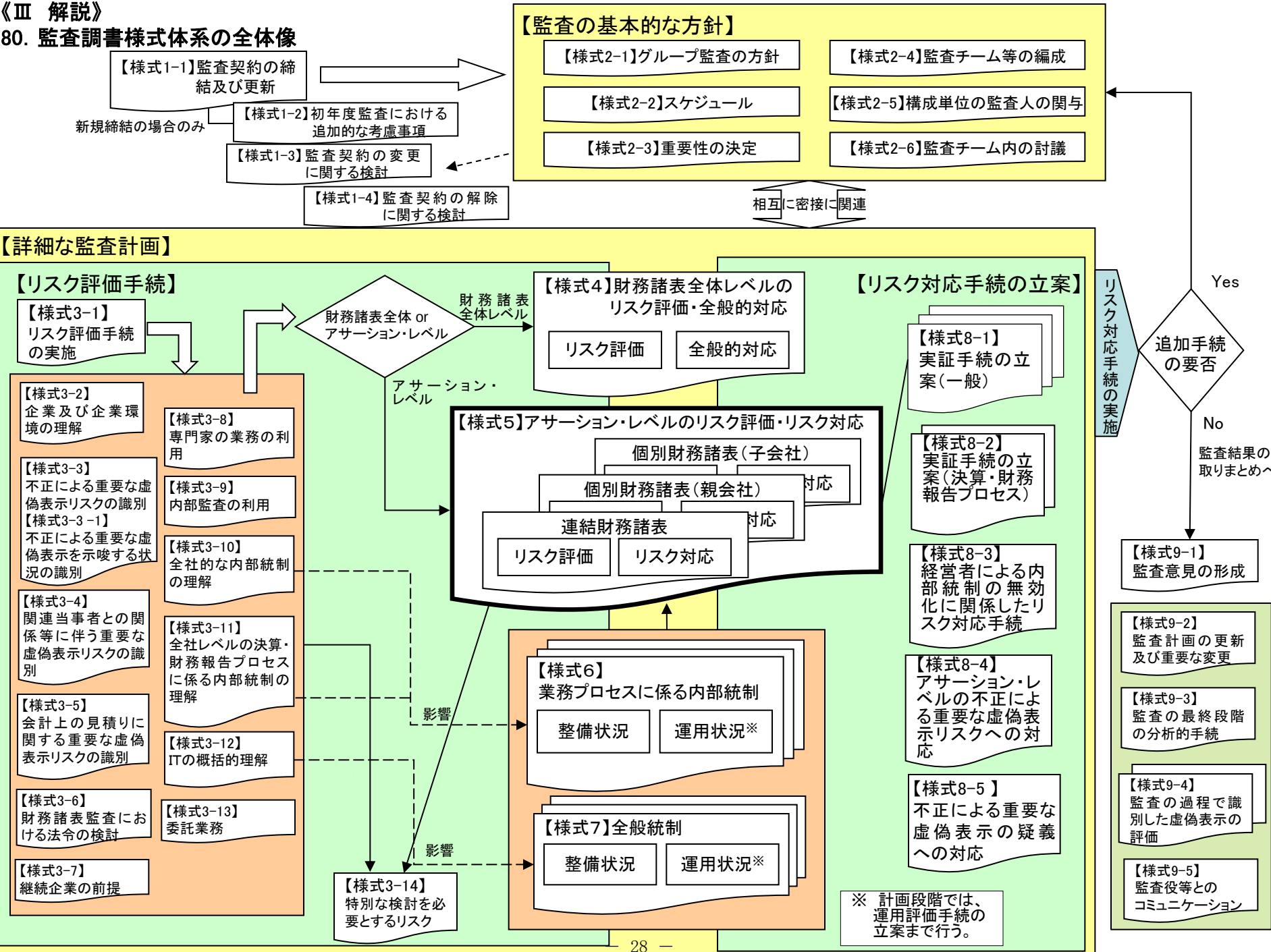


《Ⅲ 解説》
80. 監査調書様式体系の全体像



81. 【様式2-1】「グループ監査の方針」(構成単位)の記入方法

1. 基礎情報

会社名	連結						
		構成単位1	構成単位2	構成単位3	構成単位4	構成単位5	構成単位6
	—	〇〇(株)	子会社A	子会社B	子会社C	子会社D	関連会社Y

1. 親会社である。

2. 重要な構成単位の判定 (監基報600.8(13),17)

グループ監査チームは、構成単位の選定を適宜見直さなければならない。(監基報600.17(1),28)

(1) グループに対する個別の財務的重要性の有無

	単位						
	百万円						
選択した財務指標	税引前当期純利益(計画段階の推定値)						
選択した財務指標の数値	4,135	2,245	895	265	15	675	40
選択した財務指標の構成比	—	54.3%	21.6%	6.4%	0.4%	16.3%	1.0%
財務的重要性の判定結果	—	○	○	×	×	○	×

2. 財務指標は、例えば、連結財務諸表の資産、負債、キャッシュ・フロー、利益又は売上高から、職業的専門家としての判断により選択する。

3. 選択した財務指標に対して適用する比率を設定し、これを超過している構成単位(グループに対する個別の財務的重要性を有する構成単位)に○印を付ける。
適用する比率は、職業的専門家としての判断により設定するが(例えば15%)、状況によってはこれより高い又は低い比率を適切と考える場合もある。

(2) グループ財務諸表に係る特別な検討を必要とするリスクが含まれる可能性

—	あり	あり	あり	—	—	—
---	----	----	----	---	---	---

4. グループ財務諸表に係る特別な検討を必要とするリスクが含まれる可能性があるとは判断した場合には、その旨を記載する。

(3) 重要な構成単位

—	○	○	○	×	○	×
---	---	---	---	---	---	---

5. 上記3、4のいずれかに該当する構成単位が「重要な構成単位」となるので、○印を記載する。

3. 構成単位の財務情報について実施する作業 (監基報600.25-28)

重要な構成単位	構成単位の重要性の基準値に基づく構成単位の財務情報の監査	—	監査	監査	—	—	監査	—
	グループ財務諸表に係る特別な検討を必要とするリスクに関連する一つ又は複数の特定の取引種類、勘定残高又は開示等の監査	—	—	—	—	—	—	—
	グループ財務諸表に係る特別な検討を必要とするリスクに関連する特定の監査手続	—	—	—	売上高の架空計上や前倒し計上に関連する監査手続	—	—	—
	グループ・レベルでの分析的手続	—	—	—	—	○	—	○

6. 上記3で○印を付けた「グループに対する個別の財務的重要性を有する構成単位」については、財務情報の監査を実施する。

7. 上記4で識別した「グループ財務諸表に係る特別な検討を必要とするリスクが含まれる可能性がある構成単位」については、少なくとも次のいずれかの作業を実施する。
①財務情報の監査、②当該リスクに関連する特定の取引種類、勘定残高又は開示等の監査、③当該リスクに関連する特定の監査手続

8. 重要な構成単位以外の構成単位においては、グループ・レベルで分析的手続を実施する。

9. 上記の作業全てを実施しても、十分かつ適切な監査証拠を入手できない場合に実施する、重要な構成単位以外の構成単位での作業を記載する。

上記の作業全てを実施しても、十分かつ適切な監査証拠を入手できない場合に実施する、重要な構成単位以外の構成単位での作業

特になし。

82. 【様式2-1】「グループ監査の方針」(勘定科目)の記入方法

注: 本様式を使用せず、連結精算表などを適宜参照して手続を立案することも考えられる。

1. グループ財務諸表の勘定残高と個別財務諸表の勘定残高の関係(監基報330.17)
(重要な取引種類、勘定残高、開示等に該当する場合は「○」を付す。)

参照資料 連結精算表、予想連結財務諸表

構成単位	連結	修正	合計	親会社	子会社A	子会社B	子会社C	子会社D	関連会社Y
作業の種類	-	-	-	監査	監査	売上の架空計上や前倒し計上に関連する監査手続	グループ・レベルでの分析的手続	監査	グループ・レベルでの分析的手続
構成単位の監査人	-	-	-	-	-	-	-	○	-
【様式5】ref.	XXXX	-	-	XXXX	XXXX	XXXX	-	-	-
現金及び預金	○ 4,900	0	4,900	○ 2,100	○ 1,200	300	400	○ 900	300
受取手形及び売掛金	○ 10,935	(1,700)	12,635	○ 6,790	○ 2,645	900	500	○ 1,800	400

1. 構成単位は、連結財務諸表に含まれる構成単位全てを記載する。

2. 構成単位に対し実施する作業を「【様式2-1】グループ監査の方針」の「3. 構成単位の財務情報について実施する作業」から転記する。

3. 構成単位に関する作業を構成単位の監査人に依頼する場合には、○印を記載する。

4. 【様式5】の調書への参照先を記載する。
【様式5】は、重要な構成単位において自ら手続を実施する場合に作成する。
重要な構成単位以外の構成単位において、追加の手続を実施する場合は、適宜【様式5】を作成する。

5. 連結財務諸表の勘定残高と、構成単位ごとの勘定残高を記載する。

6. 連結財務諸表における「重要な取引種類、勘定残高、開示等」を識別し、○印を記載する。

7. 6で識別した連結財務諸表における「重要な取引種類、勘定残高、開示等」に基づき、各構成単位において「重要な取引種類、勘定残高、開示等」として識別すべきか否かを検討し、○印を記載する(連結財務諸表監査目的)。
親会社の個別財務諸表監査目的で、個別財務諸表において「重要な取引種類、勘定残高、開示等」としたものは連結財務諸表監査目的においても「重要な取引種類、勘定残高、開示等」となることが多い。

83. 【様式5】「アサーション・レベルのリスク評価・リスク対応」の記入方法（グループ財務諸表の場合）

1. 連結固有又は連結プロセスで重要な影響を受ける勘定科目及び連結財務諸表に重要な影響を与える開示項目を記載する。

4. 記載した「アサーション・レベルの虚偽表示リスク」をアサーションに関連付け、○印を付ける。

6. 「アサーション・レベルの虚偽表示リスク」の内容、重要な虚偽表示リスクの評価に基づき、主な実証手続を立案し、記載する。
なお、連結上の重要な開示等に関しては、対応する各々の主な実証手続を立案し記載する。

取引種類、勘定残高、開示等			監査に関連する内部統制										重要な取引種類、勘定残高、開示等	主な実証手続の種類・時期・範囲 (注4)～(注8)	【様式8】 ref.	最終段階の 分析的 手続のみで 総合的 に対応									
			業務プロセス	運用評価手続					関連アサーション																
項目名	金額			W/P ref.	インターバル (注1)	前々期に 実施済	前期に 実施済	当期実施 予定	経営者 評価対象	識別したアサーション・レベルの 虚偽表示リスク	リスクの内容	実在性	網羅性	権利と義務の 帰属	期間配分の 適切性	表示の妥当性	会計上の 見積り	不正リスク (注2)	特別な検討を 必要とする リスク(注3)	実証手続のみでは十分かつ適切な 監査証拠を入手できないリスク	固有 リスクの 評価	統制 リスクの 評価	重要な 虚偽表示 リスクの 評価		
	計画段階 の推定値	当期 確定値	プロセス名																						
非支配株主持分 非支配株主に帰属する当期純損益 持分法による投資損益 為替換算調整勘定 繰延税金資産・負債 セグメント情報 ・ ・ ・			連結範囲	-	-					新規の関係会社設立・買収の可能性 があるため、連結範囲を誤るリスク がある。	○						-	-	-	-	低	高	低	会社の、連結範囲の検討結果を入手し、妥当性を確 かめる。連結精算表を入手し、含まれるべき全ての 構成単位が連結財務諸表の作成元となる連結精算表 に含まれていることを確かめる。(期末)	XXXX
			会計方針の差異 調整	-	-						米国子会社を保有するとともに、国内 においても新規会計基準の適用が 想定されるため、会計方針の差異調 整を誤るリスクがある。	○	○		○	○		-	-	-	-	高	高	高	子会社Dと親会社の会計方針の差異の調整（のれんの 償却）が子会社Dの連結パッケージに反映されている ことを確かめる。(期末)

2. 内部統制の整備・運用状況の評価を実施した調書に参照を付す。

3. 識別した「アサーション・レベルの虚偽表示リスク」を記載する。

5. 計画段階では、「統制リスクの評価」と「重要な虚偽表示リスクの評価」は、内部統制の暫定的評価（運用評価手続を実施する前の評価）に基づいて記載する。

7. 立案した実証手続の詳細は、【様式8-1】に記載する。

84. 【様式5】「アサーション・レベルのリスク評価・リスク対応」の記入方法(親会社、子会社等の場合)

1. 「取引種類、勘定残高、開示等」には財務諸表の勘定科目などを記載する。

2. 監査計画時は、空欄。

3. 記載した「取引種類、勘定残高、開示等」について監査に関連する業務プロセスを記載する。監査に関連する業務プロセスには、以下がある。
■特別な検討を必要とするリスクに関連する内部統制、及び実証手続のみでは十分かつ適切な監査証拠を入手することができないリスクに関連する内部統制
■監査人の判断により、監査に関連していると認識した内部統制

4. 内部統制の整備・運用状況の評価を実施した調書に参照を付す。

5. 勘定等の特性、【様式3群】及び【様式6】の過程で識別した「アサーション・レベルの虚偽表示リスク」を記載する。

6. 記載した「アサーション・レベルの虚偽表示リスク」をアサーションに関連付け、○印を付ける。

7. 不正による重要な虚偽表示の疑義については◎を記載する。

8. 計画段階では、「統制リスクの評価」と「重要な虚偽表示リスクの評価」は、内部統制の暫定的評価(運用評価手続を実施する前の評価)を記載する。

9. 「アサーション・レベルの虚偽表示リスク」の内容、重要な虚偽表示リスクの評価などに基づき、実証手続を立案する。その主な内容をここに記載する。
なお、重要な開示等に関しては、対応する各々の主な実証手続を立案し記載する。

10. 立案した実証手続の詳細は、【様式8-1】に記載する。
なお、不正による重要な虚偽表示の疑義に対応する手続については【様式8-5】を参照する旨を記載するだけでよい。

取引種類、勘定残高、開示等			監査に関連する内部統制							アサーション・レベルのリスク評価・リスク対応										最終段階の分析的 手続のみで総括的 に対応					
項目名 金額 計画段階の推定値 当期確定値			業務プロセス		運用評価手続					関連アサーション											重要な虚偽表示リスクの評価	重要な取引種類、勘定残高、開示等	主な実証手続の種類・時期・範囲 (注4)～(注8)	【様式8】 ref.	
			プロセス名	W/P ref.	インターバル (注1)	前々期に実施済	前期に実施済	当期実施予定	経営者評価対象	表示の妥当性	期間配分の適切性	評価の妥当性	権利と義務の帰属	実在性	網羅性	不正リスク (注2)	特別な検討を必要とするリスク (注3)	監査証拠を入手できないリスク	実証手続のみでは十分かつ適切な監査証拠を入手できないリスク						固有リスクの評価
現金及び預金	2,100		売掛金回収支払	XXXX XXXX	毎年 2年	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	○	高低	低高	低低	○	全銀行(借入金、偶発債務、担保権、保証状況、為替予約、その他オフバランス取引を含む。)について確認を行う。 (期末)	XXXX	-

- 32 -

85. 【様式6】「業務プロセスに係る内部統制」の記入方法

No.	起り得る虚偽表示	特別な検討を必要とする リスクか否か	関連アサーション					関連する内部統制が、有効か否か
			実在性	網羅性	権利と義務の帰属	評価の妥当性	期間配分の適切性	
1	売上の架空計上（未承認の取引先との取引）	○	○	○	○			
2	売上の架空計上（承認されていない取引条件による受注）	○	○	○				
:	:							
:	:							
:	:							
:	:							

1. その業務プロセスにおいて識別した「起こり得る虚偽表示」をNo.を付けて記載する。

2. 「起こり得る虚偽表示」のうち、特別な検討を必要とする
リスクに該当するものに○印を付ける。

3. 記載した「起こり得る虚偽表示」をアサーションに関連付け、○印を付ける。

4. 監査計画時は、運用評価手続を実施していないので、空欄となる。

5. 起こり得る虚偽表示に対応する内部統制を記載する。

6. 記載した内部統制が、起こり得る虚偽表示に対し、防止の統制である場合には“P”を、発見の統制である場合には“D”を記載する。

8. 監査計画時は、運用評価手続の立案まで行う。よって、期中及び残余期間の評価結果やW/P ref.は、空欄となる。

内部統制	起こり得る虚偽表示No. (注1)						頻度	手作業/ 自動/ 手+自動	アプリケーション・システム	整備状況の評価手続の立案及び評価結果			依拠するか	運用評価手続の立案及び評価結果									
	種類・時期・範囲		評価結果	W/P ref.	当期実施																		
					期中					残余期間													
					種類・時期・範囲 (注2)	評価結果				W/P ref.	種類・時期・範囲 (注2)	変更有無		評価結果	W/P ref.								
①新規取引先との取引開始に当たり、営業担当者が作成した「新規得意先マスタ登録申請書」を営業責任者が内容が適切であるか確認した上で、承認する。 (※) 本記載例では、得意先マスタ登録の変更については、記載していない。	P						都度	手作業	販売管理システム	【種類】「新規得意先マスタ登録申請書」を閲覧し、営業責任者による適切な承認が行われていることを確かめる。 【時期】XX月XX日 【範囲】1件	Y	XXXX	Y	N	【種類】当期に登録された販売管理システム及び会計システムの得意先マスタから内部統制の頻度に応じたサンプルを抽出する。そのサンプルに該当する「新規得意先マスタ登録申請書」を閲覧し、営業責任者による適切な承認が行われていることを確かめる。 【時期】XX月～XX月 【範囲】XX件	Y	XXXX	【種類】営業責任者XXX氏に質問を行うとともに、「新規得意先マスタ登録申請書」を閲覧し、左記内部統制について、重要な変更がないことを確かめる。 【時期】XX月XX日 【範囲】1件	無	Y	XXXX		
デザインの評価結果	Y	Y																					

7. 起こり得る虚偽表示に対応する内部統制が十分でない場合は、

7. 起こり得る虚偽表示に対応する内部統制が十分でない場合は、“N”を記載する。十分である場合は、“Y”を記載する。